

# 山口県報

令和3年  
10月29日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課).....一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....三  
鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....五  
特別保護地区の指定(自然保護課).....五  
休猟区の指定(自然保護課).....五  
特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....六  
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....六  
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....七  
保安林予定森林(美祢市)(森林整備課).....七
- 公告  
屋外広告物講習会の開催(都市計画課).....七  
公安委公告  
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....八  
契約の締結.....九  
○雑報  
県報の正誤(令和三年八月二十七日山口県規則第七十八号).....九

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第八十九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを含む。)」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和三年九月十五日から適用する。



### 山口県告示第三百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年十月二十九日から同年十一月十八日まで、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 ( $l/時$ )	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間隔 一日当た り 季節的変 動の概 要
四六一二	四八〇	令和三、一 一、二、一	令和五、一 三、一、一五	令和五、一 五、一、一	連続 二四時間 変動なし

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
四六一二	六 七、七〇〇	六 七、七〇〇	六 七、七〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 ( $m^3/日$ )	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手 予定 年月日	工事完成 予定 年月日	使用開始 予定 年月日
好気性排水処理施設	製鉄筋コンクリート	四、五〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
好気性排水処理施設	七・五	五	八〇	二二・七	四、〇二二
	七・五	五	八〇	二二・七	
			三二・八	三〇六・九	四、四二二
			三三・三	一五	
			三〇	二〇	
			三五	一	
			〇・五	二二・三	
			三七・二	二七・三	
			九四・二	二・八四	
			〇・八七	九・二九	
			二・八六		
			〃		〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
No. 5 排水口	七・五	一六・六	五、八三二
No. 3 排水口	七・六	一三・五	四四、八一二
No. 1 排水口	七	二・五	一、三六九・二
			六、五六七・二

山口県告示第三百十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年十月二十九日から同年十一月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 宇部興産株式会社  
 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六

三 特定施設の種類  
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容  
 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 3 排水口	No. 1 排水口	排水口		項目	
		変更後	変更前	変更後	変更前
〃	七・六	〃	七	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	九・六	常	最大
一三・五	一三	〃	二・五	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	四四	〃	五	常	最大
〃	一四・八	〃	四	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	〃	〃	二・五	常	最大
〃	一・五	〃	二・五	通	鉍油類 (mg/l)
一〇・三	一〇・二	〃	一・一	常	最大
〃	五三	〃	四	通	窒素 (mg/l)
〃	〇・一三	〃	〇・〇五	常	最大
〃	〇・三	〃	〇・一	通	リン (mg/l)
四四、八二二	四四、八五〇・六	〃	一、三六九・二	常	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
四八、六八一・一	四八、七一九・七	〃	六、五六七・二	最	大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

好気性排水処理施設	処理後		処理前		種 類	項 目
	変更後	変更前	変更後	変更前		
〃	七・五	〃	五	通	汚	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	常	水	最大
〃	八・七	〃	六・三	通	等	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	常	の	最大
三二・八	三二・九	二五・七	二五・三	通	汚	浮遊物質量 (mg/l)
三八・三	三八・四	三〇・九	三〇・七	常	染	最大
〃	三〇	〃	一五	通	状	窒素 (mg/l)
〃	三五	〃	二〇	常	態	最大
〃	〇・五	〃	一	通	の	鉍油類 (mg/l)
三七・二	三七・三	二二・三	二二・八	常	値	最大
九四・二	九四・六	二七・三	二七・四	通	汚	窒素 (mg/l)
〃	〇・八七	二・八四	二・八六	常	水	リン (mg/l)
二・八六	二・八七	九・二九	九・三四	通	等	最大
四、〇二二	四、〇〇〇	四、〇二二	四、〇〇〇	常	の	排水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
四、四二二	四、四〇〇	四、四二二	四、四〇〇	最	大	大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	変更後	変更前	通	常
七四	〃	七・五	通 <td>水素イオン濃度 (水素指数)</td>	水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	八・七	常 <td>最大</td>	最大
	三二・八	三二・九	通 <td>化学的酸素要求量 (mg/l)</td>	化学的酸素要求量 (mg/l)
	三八・三	三八・四	常 <td>最大</td>	最大
	〃	三〇	通 <td>浮遊物質量 (mg/l)</td>	浮遊物質量 (mg/l)
	〃	三五	常 <td>最大</td>	最大
	三七・二	三七・三	通 <td>鉍油類 (mg/l)</td>	鉍油類 (mg/l)
	九四・二	九四・六	常 <td>最大</td>	最大
	〃	〇・八七	通 <td>窒素 (mg/l)</td>	窒素 (mg/l)
	二・八六	二・八七	常 <td>最大</td>	最大
	四、〇二二	四、〇〇〇	通 <td>排水等の一日当たりの量 (m<sup>3</sup>)</td>	排水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	四、四二二	四、四〇〇	最	大

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 5 排水口	
変更後	変更前
〃	七・五
〃	〃
〃	一六・六
〃	四五
〃	九・六
〃	〃
〃	〃
〃	一
〃	七
〃	五〇
〃	〇・〇五
〃	〃
〃	五、八三二
〃	六、三二一・九

**山口県告示第三百十五号**

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十六年山口県告示第八百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
- 二 存続期間に関する部分中「平成三十三年十月三十一日」を「令和十三年十月三十一日」に改める。
- 三 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。

**山口県告示第三百十六号**

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和五十六年山口県告示第千二十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
- 二 存続期間に関する部分中「平成三十三年十月三十一日」を「令和十三年十月三十一日」に改める。
- 三 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「及び針葉樹の混交林」を「を中心とした森林」に、「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

**山口県告示第三百十七号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 江汐鳥獣保護区特別保護地区
  - 二 区域 江汐鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二一ヘクタール）
    - （一）特別保護地区の区分
      - 身近な鳥獣生息地
    - （二）指定の目的
      - 当該区域は、野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、オシドリ、メジロ、カイツブリ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第三百十八号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 奥畑・久兼休猟区
- 二 区域 防府市大字奥畑及び大字久兼の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積

一、三五〇ヘクタール)  
三 存続期間 令和三年十一月一日から令和六年十月三十一日まで  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 須佐西・弥富上・鈴野川休猟区  
二 区域 萩市大字須佐、大字鈴野川及び大字弥富上の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二、七二三ヘクタール）  
三 存続期間 令和三年十一月一日から令和六年十月三十一日まで  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第三百十九号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和四十六年山口県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。  
平生湾特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十三年十月三十一日」を「令和十三年十月三十一日」に改める。  
平生湾特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県柳井農林事務所」を「山口県柳井農林水産事務所」に改める。

### 山口県告示第三百二十号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成三年山口県告示第八百六十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

適正化に関する法律」に改める。  
六部特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十三年十月三十一日」を「令和十三年十月三十一日」に改める。

長沢池特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分中「一〇ヘクタール」を「一一ヘクタール」に改める。  
長沢池特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十三年十月三十一日」を「令和十三年十月三十一日」に改める。  
長沢池特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

### 山口県告示第三百二十一号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成三十三年山口県告示第六百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。  
一 名称に関する部分を次のように改める。  
一 名称 大藤谷・切山特定猟具使用禁止区域  
二 区域に関する部分中「三七三ヘクタール」を「七九一ヘクタール」に改める。  
三 存続期間に関する部分中「平成三十三年十月三十一日」を「令和十三年十月三十一日」に改める。  
四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。

### 山口県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

医療名称	所在地	廃止年月日
あすなる整形外科	山口市大内矢田北六丁目一九番八号	令和三、八、三一
正木内科医院	大島郡周防大島町大字西安下庄二六の八	〃 〃 〃
もうり歯科クリニック	宇部市小松原町二丁目一番二二三号	〃 〃 〃
小野歯科診療所	周南市みなみ銀座二丁目一七	〃 一、〃
ムーン薬局	山口市大内矢田北六丁目一九番一三三	〃 九、一三
有限会社薬方みかさ薬局	岩国市三笠町二丁目六番七号	〃 〃 〃 一

山口県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

医療名称	所在地	指定年月日
さの脳神経内科クリニック	宇部市大字妻崎開作一〇七	令和三、一〇、一四
医療法人徳隣会正木内科医院	大島郡周防大島町大字西安下庄真宮二六の八	〃 九、一
もうり歯科クリニック	宇部市小松原町二丁目一番二三号	〃 〃 〃
フェリース薬局宇部店	号 〃 松山町一丁目八番一の一	〃 〃 二四
あい薬局山口店	山口市円政寺七七番五号	〃 一〇、一
みかさ薬局	岩国市三笠町二丁目六番七号	〃 九、〃
フタミ薬局五月店	周南市五月町九番一〇号	〃 一〇、〃

山口県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する予定である。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所  
美祢市秋芳町別府字椋ノ木田一〇七三、字河原上二二〇九八から二二一〇〇まで
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）



(二三〇) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例（昭和四十一年山口県条例第四十一号）第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

令和三年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

講習会の日時及び場所	日	時	場 所
講習会の日時及び場所	令和三年十月二十九日	午前九時五十分から午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁視聴覚室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
屋外広告物に関する法令	二
屋外広告物の表示に関する事項	二
屋外広告物の施工に関する事項	二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則（昭和四十二年山口県規則第五号）第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千五百円に相当する山口県収入証紙（この収入証紙には、消印をしないこと。）及び写真（縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）を貼って、その者の住所を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

令和三年十一月一日（月曜日）から同月二十九日（月曜日）まで（郵送の場合は、十一月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七二〇）又は最寄りの土木事務所にすること。



山口県公安委員会告示第四十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和三年十月二十九日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

(一) 初心者講習会

法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者

(二) 経験者講習会

法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者

二 講習会開催の日時及び場所

(一) 初心者講習会

開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
令和四、二、一〇 午前九時三〇分	山口県警察本部
〃 〃 四、一四 〃	
〃 〃 六、一二 〃	
〃 〃 八、一八 〃	
〃 〃 九、一五 〃	
〃 〃 一〇、一六 〃	

(二) 経験者講習会

開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
令和四、四、七 午後一時	山口県石国警察署岩国西幹部交番
〃 〃 六、九 〃	
〃 〃 八、四 〃	
〃 〃 一〇、六 〃	
〃 〃 一二、一 〃	
令和四、一、二〇 午後一時	
〃 〃 二、二四 〃	
〃 〃 三、一七 〃	
〃 〃 四、二一 〃	
〃 〃 五、一九 〃	
〃 〃 六、二三 〃	





令和三年十月二十九日印刷

発行人所

山口県知事